

出店者募集

2018年（平成30年）第51回 いわて雪まつり開催決定！！
11月1日より屋台村出店者募集受付開始

◆募集要項◆

応募資格

岩手県内に主たる事業の拠点を有し、地域において収穫、生産、加工された地域イメージの向上に資するメニュー、工芸品、特産品の提供・販売や、いわて雪まつりの名物メニューとなりうる新たなグルメ企画の提供、いわて雪まつりの賑やかで楽しい雰囲気演出するメニューや商品を販売することができる個人、団体で、別紙の「いわて雪まつり屋台村運営規定」により、取扱商品や出店モラルについての規定を遵守できる方。

応募申込

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、所轄保健所発行の「販売物に関する取扱営業許可証」の写しを添付し、11月末日までに「いわて雪まつり事務局」まで提出してください。
書類を受理した後に、いわて雪まつり実行委員会による出店の可否を通知いたします。

◆実施要綱◆

《平成29年11月1日現在》

事業名 2018年（平成30年）第51回 いわて雪まつり

目的 岩手にちなんだメニュー並びに地場産品を住民と観光客に紹介・販売することにより、地域イメージの向上に資する観光資源の開発と地域の魅力づくりを促進し、もって地域産業の振興に寄与すると共に、いわて雪まつりの賑やかで楽しい雰囲気演出するための一助とする。

主催 いわて雪まつり実行委員会

開催日 平成30年2月14日（水）から2月18日（日）までの5日間。

時間 午前10時より午後8時まで（搬入・搬出時間を除く）

会場 いわて雪まつり会場（岩手高原スノーパーク内）

運営 別に定める運営規定に従って、いわて雪まつり実行委員会が運営いたします。

なお、出店を検討されており、運営規定をご入用の方はいわて雪まつり事務局（雫石町観光商工課内）までお申し出ください。

いわて雪まつり実行委員会 サービス部会 部会長 雫石商工会

お問い合わせ先：いわて雪まつり実行委員会事務局 電話 019-692-6407

（雫石町観光商工課内）

1. 出店者

次の各号の全てに該当する方がお申し込み可能です。なお、お申し込みは、複数の個人及び法人からなるグループでも可能です。

- ・飲食業を現在まで引き続き2年以上自ら営んでいること
- ・納期限が到来した法人税、法人県民税、法人市民税、固定資産税を完納していること。
ただし、個人の場合は、申告所得税、県民税、市民税、固定資産税を完納していること
- ・労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険（厚生年金保険、健康保険）の義務を果たしていること。
- ・過去2ケ年において保健所長から営業停止等の行政処分を受けたことがないこと
- ・業務を的確に遂行するために必要な知識、技能、経験及び資力並びに社会的信用等を有していること
- ・本人、従業員の健康管理が良好であり、衛生教育を定期的実施していること

次の各号のいずれかに該当する方は申請できません。なお、複数の個人または法人から成るグループが申し込む場合は、当該グループを構成する個人または法人の代表者それぞれに適用します。

- ・破産の宣告を受けており、その復権を得ていない者
- ・懲役もしくは禁固の刑に処されその執行が終わらない者、または、禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留もしくは起訴され、判決が確定に至るまでの者
- ・成年被後見人または被補佐人
- ・未成年者

ただし、いわて雪まつり実行委員会が認める出店者や団体については、前記の適用を除外します。

2. 出店費用

出店者は出店にかかわる全ての費用を負担してください。

ア) ユニットハウスを使用する出店費用

飲食店舗出店者については下記の費用の負担をして下さい。

- ・出店者の営業場所となる「ユニットハウス」レンタル料 162,000 円。
- ・施設負担金（電気等の設備使用料）として、30,000 円程度。
- ・店舗を前面または側面へ拡張する時、店舗拡張負担金として前面 1 か所 30,000 円、側面 1 か所 60,000 円。

但し、以上の費用は、諸般の事情で金額が変動する場合があります。

イ) ケータリングカーによる出店の費用等（ただし、出店台数を制限する場合があります）

- ・出店料として、1 台あたり 60,000 円。

ウ) 売上賦課金

- ・ア)、イ) とともに税込売上金額の 10 パーセント。

エ) 特別協賛金

- ・ア)、イ) とともに特別協賛金として、一口 10,000 円・一口以上のご協力をお願いいたします。

3. 出店の施設の大きさと仕様

ア) 5.7m×4.6mのユニットハウス。電灯、100Vコンセント付き。

電気容量には限りがありますので、事前に使用電力量を伺います。

給排水設備については、簡易装置となりますので、提供品目等にご留意ねがいます。

イ) 出店位置は、いわて雪まつり実行委員会が指定する場所となります。

4. 出店認可から出店まで

- 出店可否連絡 12月上旬にご連絡致します。
- 屋台村説明会 12月に開催し、雪まつりの内容・屋台村の営業等の説明会を開催します。
- 赤痢菌検査 出店者が実施し証明書を提出するか、事務局が手配する赤痢菌検査を受けて下さい。
(検査費用は出店者負担となります)
- 店舗内/イアト 事務局指定の用紙に記入し、後日連絡する期日までに事務局へ送付して下さい。
- 営業販売品目 事務局指定の用紙に記入し、後日連絡する期日までに事務局へ送付して下さい。
- 防火対策 ユニットハウス内の耐火ボードや消火器は各出店者で準備して下さい。
- 食品衛生 手指の洗浄剤・殺菌剤等は各出店者で準備して下さい。
- 機材搬入 事務局が指定する日から機材等の搬入をして下さい。

5. 営業に当たって

- 売上金管理 各店でレジスターを用意し売上金を管理し、開催期間中の毎日、事務局に精算レポートを提出していただきます。
- つり銭 各店でご準備下さい。
- 搬入搬出 10時~20時 以外に行ってください。
実行委員会では、ストックヤードを準備しかねますので、各店舗裏に車両を駐車できることとします。
- ごみ処分 ごみは、いわて雪まつり実行委員会の指定通りに分別(5種類)し所定の場所へ指定の時間に出して下さい。(燃える・缶・ビン・金属・ダンボール)
閉店後に発生する耐火ボード・ビニールクロス等は出店者が処分してください。
- 販売品の安全性及び品質の保証
出店者は販売する商品の安全性・信頼性・品質を確保する上で十分な対策を講じるものとし、製造物責任法第二条に定める「欠陥」のないこととする。
- 保険の付保 商品の欠陥により生じた損害を補償するに十分な内容の保険を付保し、保険証書の写しを提出して下さい。
- 出店者の事故 出店時における出店者の事故、商品の盗難、焼失に対して主催者は一切の責任を負いません。
- 所轄庁の指導に対する対応義務
所轄庁の指導に対する対応と改善は、出店者の責任において速やかに対処して下さい。
- 出店許可の取り消し
運営規定に違反、他の出店者、お客様を誹謗中傷し、公序良俗に反する行為が発覚したときには、規定のペナルティを課すとともに出店許可を取り消します。

6. その他

- 事業の中止 許認可取消、環境悪化、災害などにより事業継続が困難になった場合はいわて雪まつり実行委員会の判断により事業を中止します。
- 運営規定の改廃
本規定の改廃は、いわて雪まつり実行委員会が行うものとし、既に出店許可を受けた出店者においても改廃された規定を遵守していただきます。

※ 本書面は、いわて雪まつり実行委員会により定めた「いわて雪まつり屋台村出店運営規定」です。

詳細については、いわて雪まつり実行委員会事務局(雫石町観光商工課内)にお問い合わせください。